

静かな夜と平和な空を返せ

付録

横田・基地被害をなくす会 NEWS/No.68

横田基地公害訴訟原告団 NEWS/No.14

横田・基地被害を
なくす会と原告団
の合同発行
2025年8月11日

横田基地飛行状況アンケート にご協力ください

横田基地公害訴訟原告団 事務局

右のQRコードを読み取り、質問に答える・動画や画像を送ることで、弁護団に被害状況を直接知らせることができます。積極的にご利用くださるようお願いいたします。

例えば、アンケートには

①名前を書く、②観測地点を選ぶ、③観測日を書

く、④観測時間帯を選ぶ、⑤飛行した航空機の機種を選ぶ、⑥観測映像・音声・動画や静止画像を(複数)添付する、⑦被害状況等の自由記述で書き込むといった順で回答できるようになっています。



6/27 政府交渉の詳細（部分）

去る6/27に行われた環境省、外務省、防衛省への政府要請（全国基地連主催）と、それに対する回答の一部を紹介します。なお、要請と回答は、紙面の都合で横田基地に関わる部分のみ紹介します。

以下の文章で、明朝体部分が当方の要請内容で、ゴシック体部分が政府側回答です。

◇環境省とのやりとり

【航空機騒音について】

航空機騒音が、睡眠妨害等の健康被害を与えるとの研究が近年進んでいます。

また、静かな生活環境を求める住民の声も大きくなっています。にもかかわらず、航空機に関する基準は50年以上見直されることがありませんでした。昨年の回答を踏まえ前向きに規制基準を改めることを求めます。

1. 平成30年WHO欧州地域事務局が公表した「環境騒音ガイドライン」の策定にあたって、航空機騒音を含む交通騒音等に関する幅広く収集・整理されているとの見解が貴職より示されています。

健康影響等に関する科学的知見の収集状況を明らかにしてください。また、諸外国の政策動向については、現時点でどのように評価、検討されているか示してください。

▶環境省においては、WHOの環境騒音ガイドラインについて、関連する各論文の精査等を行ってきましたが、環境騒音に伴う健康影響に関する科学的知見が不十分な面もあるとの指摘がされております。特に虚血性心疾患・高血圧等の健康

影響については、欧州の調査研究データから算出されたガイドライン値をそのまま適用するのではなく、日本と欧州の違いも勘案する必要があります。環境省として更なる知見の収集に努めていきます。

諸外国の政策動向については、調査をした13カ国のうち、当該ガイドライン2018のガイドライン値を自国の基準値として採用した国は確認できませんでした。引き続き諸外国における政策動向を精査してまいります。

2. 横田基地に配備されているCV-22オスプレイは、基地内でのホバリング、ホイスド訓練などによって、近隣住民に多大な被害を与えています。オスプレイについては、音圧レベルや周波数特性が変化する、低い周波数領域のみに主要成分を持っていないとして低周波発生源としない見解が貴職より示されました。

ホバリングが長時間にわたる点を考慮し、固定音源に準ずるよう規制を見直してください。また、実態調査を国が責任を持って実施することを求めます。

固定発生源からの低周波音については、苦情が低周波音によるものかどうか判断するための目安となる値「参照値」を

→2ページに続く

示しているものの、御指摘のオスプレイ等は移動発生源であり、固定発生源として扱っておりません。

また、防衛省において、米軍施設・区域の飛行場周辺の騒音測定を実施していると承知しています。

【PFAS 汚染について】

横田基地由来の PFAS 汚染について、世界中の知見が充実する中で、いまだに緩い規制基準となっています。より厳しい規制基準を定めるよう求めます。そのうえで、以下の点についてご回答をお願いします。

なお、過去の水俣病や薬剤エイズ事件の轍を踏まぬよう、重大な被害が出る以前に早期の対策を取られるよう求めます。

3、2024 年 8 月末の豪雨に当たり、基地で使用した泡消火剤の処理水（PFAS が含まれる）が基地外に漏出したことを米軍が初めて明らかにしました。

同年 12 月 20 日、国、都、周辺自治体による立ち入り調査が行われ、本年 5 月 14 日に第 2 回立ち入りで処理水のサンプル採取がなされたと報道されています。

①この間の経緯を考えると、人体に大きな影響を及ぼす可能性の高い物質の漏出事故に対して、日米ともに、あまりに遅い対応がとられたと言わざるを得ません。米軍との窓口は、外務省・防衛省であるとはいえ、環境省も国民の健康を守る立場から何らかの対応をとったかと思われます。具体的にどのような対応を・いつ取られたか・その結果に対してどのように総括されているのかについて教えてください。

昨年 8 月に発生した横田飛行場における PFOS 等の漏出事案に関し、周辺住民の皆様から不安の声があがっていることを真摯に受け止めています。

昨年 12 月及び本年 5 月の横田飛行場への立ち入りには当省も同行し、現地の確認や米側の説明を受けております。本年 5 月の立ち入りの際に採取したサンプルの分析結果は、いずれも PFOS 及び PFOA の濃度の合算値が 50ng/L を大幅に下回ることが確認されたため、米側により浄化した水の放流が行われました。

今後とも、米側や関係省庁と緊密に連携し、地域の皆様の不安の払拭に努めてまいります。

①汚染水を浄化し基地外に放出すると報道されていますが、処理前と処理後の汚染水を比較し、数値を公表すべきと考えています。見解を示してください。

②国は PFAS の規制値を米国や欧州の基準より低い基準（50ng/L）を満たせば汚染水を多摩川に放出するとの報道があります。住民の健康を守る立場でより厳しい規制を米国に求めるべきではないかと考えています。見解を示してください。

浄化前の貯水池の水の PFOS 等の濃度は、米側より本年 4 月時点で約 1,240ng/L との説明があり、粒状活性炭フィルターによる浄化後の水の濃度は、防衛省、東京都及び在日米軍の分析結果により最大で 4ng/L であった旨、公表しています。

この結果は 50ng/L を大幅に下回る結果であり、仮に下流域において水道水として取水したとしても、令和 8 年 4 月

に義務化する水道水質基準を満たすとの趣旨から、放流は許容されるものと考えています。

4. 環境省として、水道の水質に関する PFAS の目標値（規制基準値）について、食品安全委員会の評価結果などを踏まえて検討するとの見解が示されています。

PFAS は要監視項目とするなど一定の前進面がある半面、上記委員会での評価が文献資料の収集、検討に不十分さがあるとの指摘がされています。

住民の健康を守るため、環境省として米国等の規制基準を参考に、より厳しい基準を定めることを求めます。

環境中の PFOS 等のモニタリングについては、要調査項目として環境省による全国調査を実施していた期間を経て、令和 2 年に河川や地下水等における要監視項目に位置づけ、各自治体が地域の実情に応じた測定を行っています。

環境省では、昨年 11 月の通知において、排出源となり得る施設が立地している地域などでの調査の充実、水道水の取水や地下水の飲用が行われている地域の周辺での測定について助言しており、これらを踏まえて各自治体において、汚染実態の把握に努めていると承知しています。環境省としては、引き続き、自治体に対して必要な技術的助言を行うとともに、各自治体の実施したモニタリング結果をとりまとめ、公表してまいります。

また、PFOS 等の土壌への吸着や地下水への移行等については、科学的知見が十分得られていません。このため、環境省では、令和 5 年 7 月に、土壌中の PFOS 等の暫定的な測定方法を自治体に周知するとともに、関連する研究の支援により、土壌中の PFOS 等の挙動に関する知見の集積に努めています。まずは、こうした取組を通じ、土壌中の PFOS・PFOA に関する調査方法等に関する知見を深めていきます。

◇防衛省とのやりとり（外務省は省略）

【オスプレイについて】

以下の諸点について明らかにしてください。

1. 2023 年 11 月 29 日に墜落した CV-22 オスプレイについて、米軍の報告書では事故に至る経緯などの記述にとどまり、真の原因が明らかになっていません。

日本政府は、事故原因の詳細を米国に求めたのでしょうか。回答があったのであれば、明らかにすること。

○ 2023 年 11 月の屋久島沖墜落事故を受けて、日米間では、前例のないレベルで技術情報に関するやりとりがなされており、原因に対応した各種の安全対策の措置を講じることにより、同種の不具合による事故を予防・対処することができる。

○ 防衛省としては、オスプレイの安全性に問題はないと考えており、改めて事故原因の詳細を米側に求める考えはないが、オスプレイの日本国内における飛行運用に際しては、飛行の安全確保が最優先であり、引き続き、地元の皆様に十分配慮し、安全確保に万全を期していく。

2. 2024 年に起きたカリフォルニアでの緊急着陸について、米国は屋久島沖での墜落事故と同様の原因だとしています。この事象について日本国政府は報告を受けているのでしょうか。受けているとしたらその内容を示し、屋久島沖で墜

落した CV22 との関連性を明らかにすること。

○ 令和 6 年 11 月 20 日 (米国時間) に、米国ニューメキシコ州において米空軍 CV-22 オスプレイが予防着陸を行ったと承知しているが、米側からは、

・令和 5 年 11 月の屋久島沖における墜落事故後、オスプレイの安全性の更なる向上に向けた取組を継続的に進めてきた。

・令和 6 年 11 月に米国ニューメキシコ州で発生したオスプレイの予防着陸の件を含むあらゆる運用状況を踏まえた最新の分析の結果、一定の飛行時間に満たないプロップローター・ギアボックスで、不具合が発生する潜在的な可能性が示唆された。

・そこで、安全性を更に向上させる '観点から、各機体のプロップローター・ギアボックスの飛行時間を確認すること' などを内容とする新たな指示を出すに至った、

との説明を受けている。

○ オスプレイの安全性について必要な情報を発信することは重要と考えており、引き続き、お伝えできる情報が得られ次第、ご説明できるよう努めてまいります。

3. 事故後の飛行再開で付近の住民は墜落の再発に対する不安が増しています。

また、夜間の飛行訓練、基地内でのホバリング訓練、ホイスド訓練などによる騒音は耐えられないものとなっています。地上騒音を無視した騒音コンターは、住民が日々受けている被害を無視したものです。WHO のガイドラインを見据え、また低周波音も考慮して、騒音コンターの見直しをすべきと考えます。コンターの見直しは検討しているのかどうか明らかにすること。

○従来の航空機騒音に係る環境基準の評価指標については、WECPNL(加重等価継続感覚騒音レベル)が採用されていたが、近年の騒音測定機器の技術的進歩及び航空機騒音の評価指標に係る国際的動向に即し、平成 19 年 12 月に環境基準が一部改正(平成 25 年 4 月から適用)され、新たな評価指標として Lden(時間帯補正等価騒音レベル)が採用されたところである。

○ WECPNL は、主として航空機の離陸、着陸に伴い発生する飛行騒音を評価の対象としていたが、Lden では、これに加え、航空機の整備等により発生する地上騒音も評価の対象となり、より実態に即した航空機騒音の評価が可能となっている。

○しかしながら、地上騒音は駐機場や誘導路近傍に限られるため、Lden の評価数値全体に与える影響は非常に限定的であり、現行の区域が大きく変わるものではないと考えている。

○また、航空機からの低周波音による人体への影響については、調査研究の過程にあり、個人差や建物の状態による差が大きく、また、未知の部分もあることから、現時点における環境基準が定められていないものと承知している。

○いずれにしても、横田飛行場においては、航空機騒音自動測定装置を設置しているところであり、引き続き、騒音状況の把握に努めつつ、騒音の実態等を踏まえ、関係自治

体のご意見も伺いながら、適切に対応してまいります。

4. 住民は、危険なオスプレイの撤去を求めています。ところが横田基地への CV-22 追加配備について撤回されたという情報はいっさい入ってきていません。オスプレイの追加配備の時期と、その配備機数を明らかにすること。

○ 2024 年(令和 6 年)頃までに段階的に計 10 機の CV-22 を横田飛行場に配備する計画に変更があるとは承知していないが、計画の進捗等について、米側から情報が得られれば、適切にお知らせしたいと考えている。

【PFAS 問題に関して】

5. 2024 年 8 月末の豪雨に当たり、基地で使用した泡消火剤の処理水(PFAS が含まれる)が基地外に漏出したことを米軍が初めて明らかにしました。

同年 12 月 20 日、国、都、周辺自治体による立ち入り調査がおこなわれ、本年 5 月 14 日には第 2 回立ち入りで処理水のサンプル採取がなされたと報道されています。

これらの経緯を踏まえ、以下のことを求めます。

①汚染水を浄化し基地外に放出すると報道されているが、処理前と処理後の汚染水を比較し、数値を公表すべきと考えているが、これについて見解を示すこと。

②国は PFAS の規制値を米国や欧州の基準より低い基準「50ng/ℓ」を満たせば汚染水を多摩川に放出することを認めるとの報道があります。国は住民の健康を守る立場でより厳しい規制を米国に求めるべきではないかと考えるが、これについて見解を示すこと。

①・②について

○米側から、浄化前の PFOS 及び PFOA の濃度の合算値は 1,240ng/L あるとの説明を受けており、防衛省、東京都及び在日米軍が行った浄化後の水のサンプル分析結果全てにおいて、当該濃度の合算値が 50ng/L を大幅に下回ることを確認し、防衛省ホームページにおいて公表した上で、本年 5 月 30 日から雨水排水路への放流を開始し、6 月 17 日に完了したところである。

○なお、環境省からは、浄化後の PFOS 及び PFOA の濃度の合算値が 50ng/L を下回っていれば、仮に下流域において水道水として取水したとしても、令和 8 年 4 月に義務化する水道水基準を満たすとの趣旨から、放流は許容されとの確認を得ているところである。

③汚染は広く周辺に広がっていると考えられます。国は、周辺自治体と協力して、横田基地に隣接する農地や基地排水口近くの土壌調査や井戸水調査を緊急に行い、その結果を公表することを求めます。

○日本国内において、PFOS 等は、これまで様々な用途に使用されてきたと承知しており、現時点で PFOS 等の検出と在日米軍との因果関係について、確たることを申し上げることは困難である。

○その上で、防衛省としては、PFOS 等をめぐる問題については、地域住民の皆様が不安を抱えていることを重く受け止めており、地域住民の皆様の不安を払しょくできるよう、環境省の専門家会議における検討等を踏まえ、関係省庁で連携しつつ、適切に対応してまいります。

6. PFAS 汚染水の処理費用は米軍が負担すべきです。経費負担について国はどのように考えているか示すこと。日本国政府が経費を肩代わりするとしたら、日米地位協定で定めている経費負担の原則とどのように整合するのか示すこと。

○横田飛行場の貯水池及び消火訓練施設における残水については、米軍の負担により粒状活性炭フィルターにて浄化したうえで、本年 5 月 30 日から雨水排水路への放流を開始し、6 月 17 日に完了したところ。

【重要土地等調査法について】

政府は、重要土地等調査法で、土地利用の規制対象候補地として国境近くの離島や全国の軍事基地（自衛隊と米軍）などを提示しました。同法は米軍や自衛隊基地など重要施設の周辺 1 キロメートルの範囲を「注視区域」や「特別注視区域」に指定し、「施設の機能を損なう行為に中止勧告や罰則付きの命令を出すことができる」としていますが、機能阻害行為とは何かが明確でなく、どんな場合に罰則対象になるのかあいまいで、時の政権によって意図的に利用することができる法律です。

また、市民生活の場の多くが「注視区域」に指定され、多くの市民の生活に影響を及ぼす恐れが極めて高いと言えます。私たちは、航空機騒音被害の解消を求めて、基地監視活動などを行ってきましたが、こうした活動が監視と規制の対象になる可能性もあります。

これらの見解に基づき、以下について求めます。

7. 重要土地等調査法は、基地周辺住民の人権侵害の恐れが極めて強いものです。この法律の実施を事実上行わないこと。

○防衛省としては、本法は国防上の基盤である防衛関係施設の機能発揮を万全にする観点から大きな意義があるものと考えており、引き続き、内閣府と連携のに、適切に対応していく。

8. 私たちが基地被害からの救済を求めて行っている裁判の証拠集めとなる様々な行為（基地監視、基地内外の航空機写真撮影、航空機騒音の測定、事実の公表）について、この法律に抵触しないという見解を明らかにすること。

○本法は、安全保障等の観点から、指定された区域内の土地等の利用状況の調査等を行い、当該土地等が重要施設等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するためのものと承知している。

※以上の回答に対して、質疑応答を行いました。テープ起こしが間に合わないため、割愛させていただきました。

航空機ミニ紹介

C-130J-30 4 基のプロペラ・6 枚羽の中型戦術輸送機。横田に 14 機配備。全長 34.69 m、全幅 39.7 m。乗員 3 名 + 128 名（空挺 92 名）。愛称はスーパー・ハーキュリーズ。横田では 1970 年代から

C-130H が使われてきたが、2017 年～2018 年に 14 機がすべて「J」に交替。基地周辺での訓練空域は CV-22 オスプレイ配備以降、特に基地東に広がった。「-30」は、胴体が長いことを表す。



弁護団紹介

今回で弁護団紹介は、とりあえず最後となります。

似顔絵は、原告の有賀成子さんにお描きいただきました。



弁護団の平川です。弁護士として 8 年目を迎えました。弁護士になる

前の研修（司法修習生）時代は沖縄で過ごしておりました。沖縄での修習中は裁判官や弁護士とともに実際に辺野古の地に足を運ぶなどして基地訴訟の現場を体験し、基地問題の根深さや法的アプローチのあり方を学びました。この時の学びは今も私の財産です。

今回の横田基地訴訟では、主に共通損害論と健康被害論を担当しています。前回の訴訟では、将来請求論（被害の継続性を前提とした将来分の損害賠償請求）も担当しました。

世界中で積み重ねられてきた研究は、航空機や軍用機の騒音が、周辺住民の健康に深刻な悪影響を及ぼすことを明確に示しています。特に憂慮すべきは、子どもたちの心身の健康や日々の生活にも悪い影響があるという事実です。もちろん、騒音だけでなく、落下物の危険や、水質汚染の問題も記憶に新しいところです。裁判所や国はこのような悪影響を認めようとしない傾向にありますが、残念ながら、横田基地の存在が、この地域の住民、そして何よりも未来を担う子どもたちの健やかな成長に影を落としていることは事実です。私たちは、この事実を粘り強く訴え続けたいと思います。

私は、横田基地訴訟は単に騒音被害に対する損害賠償の支払いを求めるだけのものではないと思っています。この裁判は、米軍基地のあり方や国民の「平和的な生活」について政府や国民みなに問いかけるという重要な意味合いを持っていると思います。また、もし誰も訴えず声を上げないことが続けば、市民の基本的な権利が崩壊的に侵害され続けてしまうという危機感もあります。これを食い止めるための闘いでもあると思います。

このような裁判の意義を何度も確認しながら訴訟活動を行っています。この訴訟が将来における地域住民の平和で安全な生活を取り戻すための一助となるよう願います。何とぞ、引き続きのご支援を心よりお願い申し上げます。